

椎の木

SHII-NO-KI

平成25年度 第3回通常総会



目黒の歳時記：祐天寺盆踊り

祐天寺は、中目黒5丁目にある浄土宗の寺院。山号は明顕山。増上寺第36世祐天上人は、正徳4年（1714）増上寺を退隠し、ひたすら名号の書写と念仏の生活を送った。享保3年（1718）7月15日、弟子の祐海に「一寺を創営し、長時の念仏を修し、未来の衆生済度のために備えよ」と遺言し、鉦を鳴らして仏名を称え、世寿82歳にして極楽浄土に向かわれた。祐海は遺命を受け、新寺建立禁止の世情ではあったが、8代将軍吉宗公の許可を得て、中目黒の善久院に祐天の廟所と常念仏堂を建立し祐天寺の名を付し開創された。

平成25年度「第79回祐天寺み魂まつり子ども盆踊り大会」は、7月16日（火）～18日（木）午後5時15分～9時に祐天寺境内で開催の予定。昨年の延べ入場者数は4万人を超えた。

Contents

目黒の歳時記	1	健康エッセイ	8
平成25年度第3回通常総会	2	新入会員紹介	9
税務署だより	4	支部紹介	10
都税事務所だより	5	外国人留学生の日本体験(3)	11
区役所だより	6	イベント情報	12
教育資金贈与制度	7	これからの予定／編集子／編集後記	14

目黒法人会は、目黒税務署管内の企業及び目黒法人会の事業に賛助する方々が会員となり、“税”を中心に地域企業の健全な発展、地域社会への貢献を目的として活動しています。

第3回通常総会 開催

公益社団法人目黒法人会としての第3回通常総会が6月18日(火)に目黒雅叙園で開催されました。

議決権のある会員総数2774社のうち、委任状を含めて1727社が出席し、次の報告事項並びに審議事項3議案が上程されいづれも承認可決されました。



【報告事項】

平成25年度事業計画書並びに収支予算書について

【審議事項】

第1号議案 平成24年度事業報告承認の件

第2号議案 平成24年度収支決算報告承認の件並びに監査報告承認の件

第3号議案 任期満了に伴う役員改選の件

第2部の懇親会は、ご来賓28名、会員92名、総勢120名のご出席をいただき、ご来賓と会員、会員相互の情報交換・交流が活発に行われ、和気藹々の有意義な懇親会となりました。

◎新役員

会長	相馬 熊郎
副会長	竹内 良信
副会長	下川 徳雄
副会長	竹内 靖博
副会長	八木 佑幸
副会長	倉持 三夫
理事	大鷲 公弘
理事	坂本 悟

◆平成25年度事業の重点項目◆

I. 平成25年度活動理念

公益社団法人目黒法人会は、「法人自治」及び「自己責任」の原則に基づき、広く社会に目を向けて、「法人会の基本的指針」に則り、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会への公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体と

理事	鍋木 敏嗣
理事	神山 昭
理事	岡村 明彦
理事	高橋 邦彦
理事	磯部 暁
理事	和泉田 勲
理事	鈴木 雅夫
理事	松永 英雄
理事	岡村 国弘
理事	山科 久夫
理事	鈴木 悦夫
理事	濱田 洋右
理事	中村 健二郎
理事	折田 清一
理事	鶴田 智美
理事	上田 弘子
理事	藤井 圭一
理事	五十嵐 正夫
理事	菅野 達之介
専務理事	片渕 茂治
監事	笹藪 正延
監事	久保 定子

なつて組織的な事業活動を展開する。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動の充実を図るとともに、法人会活動の更なる活性化のために、会員勧奨及び会財政の健全化への対応に一層力を注ぎ、地域の発展と活気溢れ信頼される法人会の確立をめざすために、以下の基本方針に基づき諸施策に取り組む。

II. 基本方針

1. 納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策の推進

公益法人とし、広く一般にも目を向けながら、納税意識の向上と税知識の普及に資するための施策を講じる。このため、税制関連の研修・セミナー等の充実を図るとともに、有益な資料を作成する等により会員及び一般の企業や市民に対する適切な広報を実施する。

また、将来を担う小中学校の生徒に対する租税教育の充実に努めるほか、「税を考える週間」への協賛行事等を積極的に実施するとともに、e-Tax及びeLTAXについて、当局及び税務関連団体とも連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と当局の間の相互信頼・理解の醸成に努め、また、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、

公正な税制と円滑な税務行政の執行に寄与する。

さらに、eTax、eLTAX普及のために、電子申告の意義の重要性を訴え、役員企業100%、会員企業60%以上を目標に、会員のより一層の利用率向上に努める。

2. 税制に関する調査研究と要望活動の推進

健全な納税者団体として、中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制等の調査・研究を行い、会員に周知するとともに、税制（使途問題を含む）に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を展開する。

3. 組織の充実・強化

厳しい社会・経済情勢の下、会員数の減少傾向が続いている中で、組織の充実強化を図るため、会員勧奨増強月間を設けるとともに、会員退会防止に努めながら、厚生制度受託会社とも連携し、全会一丸となった組織的な会員勧奨増強を図る。

4. 研修の充実と経営支援活動の推進

法人会の根幹事業である税法・税務関係研修・セミナーをはじめ、企業経営の健全化並びにその向上発展

に資するために、多様なニーズに応える研修・セミナーの開催強化を積極的に努める。その際、他会連携による広域的開催など、より効果的な開催方法やコストに配慮するとともに、体系的・連続的なメニューを構築するなど、研修内容の充実を図る。

なお、会員企業に加えて一般の企業・市民にも対象を広げ、一層公益性を高めるとともに、参加人員の増加に努める。

また、会員企業を取り巻く経営環境を踏まえ、かつ会員企業のニーズに応えメリットを追求した各種の経営支援事業を推進する。

5. 広報活動の推進

法人会の知名度向上、会員への会活動の周知、会員勧奨のための広報活動を充実させるとともに、公益法人として、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等の推進に努める。

ホームページや広報誌等の充実を図るとともに、マスコミにアピールするためのパブリシティ活動を実施する。特に公益的な事業についてはプレスリリースを含め広報活動を積極的に行う。

6. 福利厚生制度の拡充

企業の存続や従業員の確保の上で、

各種福利厚生制度は必要不可欠であり、財政面における意義をも考慮し、制度の維持と普及推進を図る。

また、会員の企業価値の向上、さらには法人会の社会的評価の向上の視点から福利厚生事業を展開する。

7. 社会貢献活動の推進

法人会は公益法人として社会からの信頼を得て、地域に密着した活動を展開することが求められ、民間活力による社会への貢献が重要な課題になることから、組織力を十分に活かし、積極的かつ継続的に社会貢献活動を実施する。実施にあたっては、地球温暖化対策や節電対策など環境分野の問題について、関連機関と協力して取り組むとともに、引き続き「地球温暖化対策報告書」提出の定着を図る。

また、租税教育については、青年部会、女性部会の協力のもと、地域教育機関等と連携して積極的に推進する。

なお、地域イベント等における租税教育事業及び災害避難時の際の地域防災対応などの調査・研究に着手する。

8. 青年部会・女性部会活動の充実

青年部会・女性部会の活動を活発に展開し、部会のさらなる充実と部会員の研鑽を図るとともに、会活動

の担い手として法人会活動の充実と活性化に資するための諸施策を積極的に講じる。特に公益性の高い事業の実施に努め、未来を担う子どもたちへの租税教育や環境問題（CO₂削減問題・節電）について、親会等との連携を図りながら、引き続き積極的に取り組む。

9. 関係外部機関との連絡協調

東京国税局、目黒税務署をはじめとした税務関係諸官署および東京税理士会目黒支部をはじめとした税務関係諸団体との連絡協調は、税に関する事業を基本とする法人会にとつて欠かすことのできない重要なテーマであり、より一層密にするよう努める。

また、地域社会貢献活動の実施にあたっては、地方公共団体および地域関係諸団体との協調に配慮する。

10. 法人会体制の整備

時代に合った組織運営体制の構築は必須の課題であり、公益法人として適切に対応するため、法人自治及び自己責任の視点から諸規程・管理体制等所要の整備を行うとともに、法人会間の連携強化に努める。

また、ITを活用した会員サービス事業の拡充、効率的な事務運営のためのシステム整備を図るとともに、個人情報管理の徹底を図る。

税務署だより

消費税法改正のお知らせ

平成 25 年 3 月
国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。主な改正内容は次のとおりです。

- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度が創設されました。
- 4 任意の中間申告制度が創設されました。
- 5 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

※上記 1、2 を抜粋

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区 分	適用開始日	現 行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消 費 税 率		4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率		1.0% (消費税額の 25 / 100)	1.7% (消費税額の 17 / 63)	2.2% (消費税額の 22 / 78)
合 計		5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

政府としては、消費税率の引上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、平成元年の消費税導入時、平成9年の税率引上げ時を上回る対策を講じることとしています。

※ 詳しい資料は下記URL（消費税の円滑かつ適正な転嫁等に関する対策推進本部）からご覧になれます。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/shouhizei/index.html>

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

東京都主税局ホームページ <http://www.tax.metro.tokyo.jp/>

都税事務所だより

～法人事業税・個人事業税の減免～

中小企業者向け省エネ促進税制

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の推進の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税・個人事業税を減免しています。

【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者★ ★資本金1億円以下の法人、個人事業者
対象設備	次の要件を満たすもの ①温室効果ガス総量削減義務対象外の事業所において取得されたもの ②省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED照明器具、LED誘導灯器具★） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） ★LED誘導灯器具（例：避難口誘導灯等）は、平成25年7月1日以後取得し、減免申請期限までに指定を受けたものが対象となります。
減免額	設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の2分の1が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成27年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成26年12月31日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

◆詳しくは主税局ホームページ内「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください

[主税局 環境減税](#) [検索](#) [クリック](#) 詳しい案内やQ&Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
 - 所管都税事務所の法人事業税・個人事業税担当係
 - 主税局課税部法人課税指導課（法人事業税係）———— 03-5388-2963
 - 主税局課税部課税指導課（個人事業税係）———— 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
 - 「地球温暖化対策報告書制度ヘルプデスク」「導入推奨機器申請窓口」—— 03-5388-3408

区役所だより

目黒天空庭園及び

オーパス夢ひろばが開園しました。

本年3月30日に目黒天空庭園及びオーパス夢ひろばが開園しました。目黒区の新しい名所として多くの区民の皆さんが集う憩いの場に育ってくれることを願っています。

目黒天空庭園

目黒天空庭園は、首都高速道路大橋ジャンクションの屋上部分を活用・整備した、面積約7,000平方メートルの立体都市公園で、こうした整備手法は全国初の試みとなるものです。

設計コンセプトは、高低差24m、長さ約400mのループ形状、一番高い場所からは富士山が眺められるなどの特徴を生かしながら、和の文化を楽しむことができる現代の庭園を作り、目黒の新名所としたいと考えました。具体的には10の庭で構成し、四季折々の草花や香りの楽しめる植物を中心に、それぞれの庭で特徴的な整備を行っています。

庭園の楽しみ方はさまざまですが、



オーパス夢ひろば

屋上にある芝生広場は非常に開放感にあふれ、お昼時には芝生の上でお弁当を楽しむ姿をよく見かけます。また、園内照明にも工夫を凝らしており、昼間とは違った雰囲気や夜景を楽しむことができます。

オーパス夢ひろばは、ジャンクションの内側空間を活用・整備した、面

積約3,000平方メートルの広場です。フットサルコート1面が丸々入る1,400平方メートルの人工芝広場があり、思いっきりかけっこをすることが出来ます。

また、夜間はスポーツ目的等で貸切(有料)利用が可能です。なお、夜間の貸切利用については、あらかじめの団体登録が必要です。詳細はみどり公園課までお問合せください。

開園時間

目黒天空庭園..

午前7時から午後9時(通年)

オーパス夢ひろば..

4月から10月までは

午前7時から午後7時

11月から3月までは

午前7時から午後5時

交通

田園都市線池尻大橋駅から徒歩3分。公園等に駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用願います。

ジャンクションの屋上や内側空間に位置しており、周囲の喧騒から切り離された独特の環境が特色です。是非、皆様のご来園をお待ちしています。

ワーク・ライフ・バランス 推進事業者を募集します

目黒区は、仕事と子育て・介護の両立支援や、男女がともに働きやすい職場づくりなど、ワーク・ライフ・バランスを推進している区内の事業者を表彰し、区のパンフレットやホームページなどでその取組を広く紹介します。

◇対象

区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数がおおむね300人以下の企業・団体

◇応募方法

応募用紙(総合庁舎4階人権政策課などで配布。ホームページから印刷可)に必要事項を書いて、6月1日～7月31日(消印有効)に、人権政策課へ郵送または持参

<http://www.city.meguro.tokyo.jp/boshu/index.html>

【問合せ先】

目黒区人権政策課
男女平等政策係
(TEL 5722 - 9214)



目黒区役所ホームページ <http://www.city.meguro.tokyo.jp/>

平成 25 年度税制改正

教育資金の一括贈与を受けた場合の 贈与税非課税制度のあらまし

税理士 四方 茂

今回は、平成 25 年度税制改正で創設された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」について説明することにします。

1 概 要

祖父母の保有している資産を子育て世代に移転させることを促進し、子供の教育資金を早期確保するとともに、人材の育成や経済の活性化に資することを目的に創設された制度です。同制度の概要は以下のとおりです。

- ・祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した場合、同資金について、子・孫各 1 人当たり 1500 万円（その内学校等以外の者に支払われるものは 500 万円）が非課税とされます。
- ・教育資金の使途は、金融機関が領収書等をチェックし書類を保管します。
- ・子・孫が 30 歳に達する日に口座は終了されます。
- ・この制度は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの 3 年間の時限措置です。

具体的には、受贈者である子・孫（30 歳未満の者）の教育資金^{（注 1）}に充てるため、その直系尊属が金銭等を拠出し、金融機関^{（注 2）}に信託等をした場合には、信託受益権または拠出された金銭等の額のうち受贈者 1 人当たり 1500 万円（その内学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円）までの金額に相当する部分の価額については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されたものに限り、贈与税が課されないことになります。

（注 1）教育資金とは、学校等に直接支払われるものと学校等以外の者に支払われるものがあります。

詳細については、文部科学省ホームページ等でご確認ください。

（注 2）金融機関とは、信託会社（含 信託銀行）、銀行および金融商品取引業者をいいます。

2 申 告

受贈者は、本特例の適用を受ける場合、「教育資金非課税申告書」を金融機関を経由し、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3 払い出しの確認等

受贈者は、払い出した金銭を教育資金に充当したことを証明する書類を金融機関に提出しなければなりません。

金融機関は、提出された書類によって払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金銭を記録するとともに、その書類および記録を受贈者が 30 歳に達した日の翌年 3 月 15 日ののち 6 年を経過する日まで保存しなければなりません。

4 終了時

（1）受贈者が 30 歳に達したとき

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、受贈者が 30 歳に達した日に贈与があったものとして贈与税が課税されます。

（2）受贈者が死亡した場合

非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額については、贈与税の課税はされません。

健康エッセイ

『つらい坐骨神経痛にならないために』

ティーベック株式会社

お尻、太ももの裏側から足にかけての痛みやしびれに悩んでいる方は、いらつしやいませんか？ それは坐骨神経痛かもしれません。

坐骨神経痛はしびれや焼け付くような痛み、重いまひなど、かなりつらい症状が長期にわたって出現するため、一度経験したことのある人は「もう二度とかかりたくない」と感じるようです。そんなつらい坐骨神経痛を予防する方法はあるのでしょうか？

◆末梢神経の中で最も太くて長い坐骨神経

坐骨神経は、腰の辺りにある腰椎と仙骨から出る神経が合わさって束になり、お尻にある梨状筋という筋肉の下を通って、太ももの裏側、ふくらはぎなど体の後ろ側を通って足底まで伸びている、末梢神経の中で最も太く長い神経です。ですから、長い坐骨神経の走行に沿ってどの部分で圧迫などの障害を受けるかによって症状が出る部位や症状が違ってきます。

◆坐骨神経痛の原因となる疾患はさまざま

実は、医学的には「坐骨神経痛」という病名はありません。坐骨神経痛とは、主に、お尻の辺りから太ももの裏側、足の先にかけて現れる鋭い痛みやしびれなどの症状の総称なのです。その他の症状として、感覚鈍麻、冷え、筋力低下、歩行障害などの症状がみられることがあります。坐骨神経痛を引き起こす原因となる疾患はさまざまです。比較的若い人に多くみられるのは、腰椎と腰椎の間にある椎間板が後方に突出または脱出して、じん帯や神経を圧迫する「腰椎椎間板ヘルニア」や股関節を動かしたり固定したりする梨状筋という筋肉が、その下を通る坐骨神経を圧迫して起こる「梨状筋症候群」などです。

一方、比較的高齢者に多くみられるのは、主に加齢が原因で腰椎の形が変形し神経を圧迫することで起こる「変形性腰椎症」や、主に加齢に伴って、背骨の後ろの方にある黄色じん帯という部分が厚くなったり、椎間板が突出または脱出したり、骨

が変形してとげのような部分ができたりすることによって背骨の中央にある脊柱管が狭くなることで起こる「腰部脊柱管狭窄症」などです。また、年齢に関係なくみられる原因疾患として「腰椎分離・すべり症」「脊髄腫瘍」「骨盤内腫瘍」「糖尿病」「閉塞性動脈硬化症」などがあります。

◆坐骨神経痛にかからないためには？

坐骨神経痛の原因となる疾患は、以下に挙げるように、背骨の関節や椎間板への負担を少なくしたり、毎日適度な筋力トレーニングやストレッチを行ったりすることで予防が可能といわれています。しかし、感染症や腫瘍などを原因とするものについては予防はできません。

- ・腰に負担がかかるような姿勢（中腰や前屈姿勢）を長時間とらない。
- ・どうしても腰に負担がかかる仕事をしている人はコルセットなどで腰を保護する。
- ・急に重い物を持ち上げない。重い物を持ち上げるときは体勢に気を付ける。

- ・栄養バランスの整った食事を一日3食規則正しくとり、体重の増加に気を付ける。
- ・腹筋、背筋、骨盤周辺の筋肉、大腿四頭筋、ハムストリングス筋など

どをバランスよく強化する。特に、腹筋と背筋のバランスがとれていることが大切。

- ・お尻周りにある筋肉や、大腿四頭筋、ハムストリングス筋などをよくストレッチする。お尻の上がりなどの体が温まっているときに行うとよい。
- ・梨状筋症候群の予防には特に、仕事や運動によるストレスを解消する、長時間座ったままの姿勢をとらない、過度な運動による筋肉のオーバーユースを防ぐ、肉離れが起こったあとそのまま放置しない、などが大切。

坐骨神経痛には重大な疾患が隠れている可能性も考えられます。「坐骨神経痛かも」という症状があったら、自己判断で様子を見るようなことはせずに、早期に整形外科等を受診し原因を特定しておくことが安心です。特に、坐骨神経痛の症状が1〜2週間程度で消えない場合や、激しい痛みや筋力低下、腰痛、しびれなどを伴う場合は、できるだけ速やかに整形外科等を受診し検査を受けましょう。

ティーベック社の紹介

24時間・年中無休体制による電話健康相談や名医のネットワーク、企業のメンタルヘルス対策など幅広い健康関連サービスを提供しています。

お近くの医療機関を検索できます。

※携帯電話の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。



	法 人 名	代 表 者	業 種
◆第1支部	駒場1～4丁目、大橋2丁目1～10番地 (株)鳥居食情報調節研究所	鳥 居 邦 夫	教育、学習支援業
◆第2支部	大橋1丁目・2丁目11番地～、青葉台1～4丁目、東山1～3丁目 有限会社 アヴァンデザイン研究所 株式会社 ソール 株式会社 ネルケプランニング	根 木 康 仁 日 向 義 和 松 田 誠	複合サービス事業 サービス業 サービス業
◆第3支部	上目黒1～5丁目 株式会社 r i l i	有 馬 健 一	サービス業
◆第4支部	中目黒1～3丁目 株式会社 With Doggies	笠 井 美 恵 子	卸売・小売業
◆第5支部	中目黒4丁目、目黒3・4丁目、下目黒3～6丁目、中町1丁目 株式会社 バックスクリエーション 株式会社 カーフ Y & N 家庭料理 まんざら 東京新聞目黒販売所	佐 藤 重 徳 島 田 雄 一 井 上 裕 子 小 俣 寛 利	情報通信業 卸売・小売業 飲食店、宿泊業 サービス業
◆第6支部	三田1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目 株式会社 ミヤコランド 株式会社 フモテック 株式会社 日中福祉サービスコンサルティング Lotus Company 合同会社 アラン工房	小 林 都 田 中 隆 造 高 木 重 徳 玉 井 英 輔 佐 野 洋 一	複合サービス事業 サービス業 医療、福祉 サービス業 製造業
◆第7支部	中目黒5丁目、中町2丁目、中央町2丁目、五本木1・2丁目、祐天寺1・2丁目 特定非営利活動法人日本文化武道研究所 目黒 GUN SHOP 株式会社 まさひろ 株式会社 永和 株式会社 クリエイティブロジック web 有限会社 トワプランニング	高 津 庸 平 沢 和 實 豊 田 一 博 菅 野 友 介 渡 部 隆 一 手 島 千 明	サービス業 サービス業 飲食店、宿泊業 不動産業 情報通信業 卸売・小売業
◆第8支部	中央町1丁目、目黒本町1～6丁目 株式会社 ジリオ	市 川 修 二	不動産業
◆第9支部	五本木3丁目、鷹番1～3丁目、碑文谷2・4～6丁目 株式会社 ベニヤ TKホーム(株) 株式会社 ジャパンエンハンス	石 井 宏 史 井 上 武 梶 本 通 弘	卸売・小売業 不動産業 卸売・小売業
◆第10支部	原町1・2丁目、洗足1・2丁目、南1～3丁目、碑文谷1・3丁目 中川不動産株式会社	中 川 裕 子	不動産業
◆第11支部	大岡山1・2丁目、中根1・2丁目、平町1・2丁目、緑ヶ丘1～3丁目 株式会社 Premium Vision Enterprise はんこ 太眞屋 有限会社 倭歯科技工所 くるみ薬局	ハリソン愛々美 山 田 健 次 長 光 康 蔵 初 見 美 香	サービス業 卸売・小売業 医療、福祉 卸売・小売業
◆第12支部	自由ヶ丘1～3丁目 株式会社 松本エンタープライズ 株式会社 三徳 杉田司法書士事務所	松 本 雄 希 石 井 貴 代 一 杉 田 高 規	不動産業 複合サービス事業 サービス業
◆特別会員	遠山社会保険労務士事務所 小野坂正友税理士事務所 横山写真	遠 山 雅 博 小 野 坂 正 友 横 山 正	サービス業 サービス業 サービス業

第6支部

株式会社 日中福祉サービスコンサルティング
(下目黒社会福祉士事務所)

成年後見人業務全般(講演活動も行います)
頼れる人がいなくて福祉・医療サービスがつかえない、
財産管理が大変という方、ご相談ください。
災害時用の非常食・飲料水の販売も行っております。

目黒区下目黒 2-19-8-307
TEL : 090-6529-2009
メール : jcwsc@yahoo.co.jp
URL : jcwsc.jimdo.com
代表者 高木 重徳

第1支部

株式会社 鳥居食情報調節研究所

食と健康に関わる有用性および安全性の解析と評価

食の安全と安心に加え、ライフスタイルにあわせた栄養管理が健康には重要で、最先端の栄養生理学で推進しています。

〒153-0041 目黒区駒場 1-1-18
TEL : 03-6311-8141
FAX : 03-6311-5813
メール : kuniotorii@toriilab.com
代表者 鳥居 邦夫



※上記2社は新入会員の会社紹介に掲載を申し込まれた方々です。

第6支部の地域と活動紹介

第6支部長
(株)フィール・アド
高橋 邦彦



私ども第6支部は目黒駅の周辺から大鳥神社の手前までの目黒通り両サイド、住所は三田1〜2丁目、目黒1〜2丁目、下目黒1〜2丁目です。目黒の支部の中でも比較的企業の多い地域で、大企業もいくつかある繁華な地域です。また地元の盟主である大鳥神社や、数々の著名人の式典・講演や大会合の時必ずお世話になる目黒雅叙園、地元企業と区民の活性化を目的とした目黒区商工まつり、全国的にも有名な目黒区民ま

つり（めぐるのさんままつり）を開催する区民センター一帯も当支部に所在しており、会員企業も多数出展、協力しております。

私どもの支部運営について簡単に申し上げますと、長年法人会で熱心に会員勧奨増強をされる等、多大な功績を残された山崎晋哉支部長が体調を崩され、以降支部長代行を含め7年ほど支部長を務めさせていただいております。第6支部の担当副会長や7人いる副支部長以下支部の役員の方々が私の至らないところをカバーしてくださり、ここまで円滑な支部運営を行って参りました。

支部活動としましては、会員交流を主に考えておりますが、法人会は公益団体ですので、法人・個人・消費・印紙・源泉・贈与・資産その他もろもろの税の知識や、会社企業研鑽の勉強会や社会貢献活動などにも力を入れていきたいと思えます。年間の主な行事としては外国語勉強会、納



涼会、ゴルフコンペ、税務研修会等公・共のバランスのとれた支部活動になるよう配慮して行っております。

外国語勉強会に關しましては、昨年たまたま山崎誠久副支部長から、ご自身も勉強されているということでも広く一般に中国語の勉強会でもしてみてもどうかという提案があり、山崎副支部長の方で中国語に携わっている嘉悦大学大学院教授を講師としてお迎えし、中国語の基礎4回講座として初めて開催したところ、多くの方に出席してもらい大変好評裡に終了することが出来ましたので、本年度も計画して今後の役員会で次は中国語だけにとどまらず、どの国の言葉の勉強会をするか、または中

国語基礎をさらにステップアップを計って定期継続するかを検討して具現化しようと思っております。

その他毎年2回程行っている税務署講師による税務研修会ではしっかりと勉強し、納涼会、ゴルフコンペでは、おおいに会員交流を図って支部会員企業にとつて実りのある物にしようと思っております。

後は私が第6支部長を仰せつかる前に目黒法人会理事・社会貢献部会の部会長（現社会貢献委員会）として様々な環境セミナー、目黒区地域清掃活動、めぐる童謡コンサート等法人会としてやるべき多くの社会貢献行事に携わっておりますので、現在も続いているこれらの行事に積極的に参加していただけるよう、支部としまして積極的に参加推進を促してまいります。

経営者として景気予測や事業計画はとても大切です。もちろん社会教育やリスク管理など多岐にわたりますが法人会には尊敬できる先輩や活用できる制度が多くあります。税務署の方も相談すればやさしく指導してくれますので、適正な納税を心がけてほしいと思えます。

留学生の 日本体験(3)



東京大学留学生
パトリック フォーレ

自己紹介

私の名前はパトリック・フォーレといいます。ドイツの数学者です。日本には平成24年4月から25年4月まで滞在しました。日本に来る直前にレーゲンスブルク大学で純粋数学の博士論文を書き上げました。レーゲンスブルクはドイツの南部に位置する街で、ミュンヘンの北側にあたります。

日本に来た理由

私の監督者は日本の大学の教授とリサーチの分野で協力関係があるため、彼の指導でリサーチの企画をたてたり、奨学金の申請、そして日本へ行くといったことはむしろごく自然なことと受け止められました。特に、私を客員として受け入れ、支え

てくださった東京大学大学院数学科の斉藤毅教授に感謝いたします。おかげで日本という外国での生活をおくることができました。

国際都市・東京

私が日本語を習い始めたのは日本に発つほんの2週間ほど前でしたのでまともに話すことができず、日本で暮らしているのか心配でした。しかし大学も東京という街も国際的で、外国からの訪問者やビジネスマンや日本文化に興味を持つ人には日本人誰もが慣れており、また駅の案内文は英語でも書かれているので何も問題はありませんでした。どこの街角にも自動販売機や食事をする店やコンビニエンスストアがあり、東京はとても生活しやすいところです。私は東京ほど整理され、清潔で機能的な街は見たことがありません。東京の人口が1300万人以上であることを考えるとさらに感銘的です。

ひとつ心配したのは私がベジタリアンになって16年経ちますが、魚も肉も食べることができません。ベジタリアンはドイツで増え続け、今では国民の10%にも及び、ベジタリアンがあまり見かけられない日本とは異なった様相です。それでも東京大学のカフェテリアでは魚や肉が入っ

てなくてもおいしいうどん、そば、ごはん、豆腐料理、種々のサラダといった多種のハラルフード料理（※）が供され、ドイツ料理で私の好物であるレンズマメのスープよりもおいしいです。

都内ではスカイツリー、東京タワー、浅草、皇居、上野の博物館、渋谷、秋葉原、新宿、といった素晴らしい観光地や文化的中心地、また美しい公園や有名な場所に行きましたが、このようなところが世界中から訪れた人々を魅了してしまう理由です。

なかでも私が最も楽しんだ場所は他とは異なり開放的な小さな店やレストランがある下北沢です。そして最も美しいと思ったところは、人通りの多い道をはずれ、サクラが咲いている時の区立駒場公園です。

さらに東京における暮らしが本当に楽しかった主な理由はといえばやはりそこに住む人々です。日本人々はとてもあたたかく寛大です。道で迷ったり、書類の書き方がわからない外国人に対して、いつも友好的で関心を持ち、やさしく援助の手を差し伸ばしてくれました。留学生に対して日本語の学習や普段の生活での問題解決に協力してくれたボランティアの皆さんには感銘を受けました。また日本滞在中にお世話になっ

た村井ひで先生に感謝します。

交換留学で外国を訪れた学生が地元の人々と交流を図るということはとても厄介なことです。駒場の英語教師である辻弘先生は私やほかの留学生が地元の方々と交流を図ることをいともたやすくしてくれました。

辻先生は地元の人達と一緒にいくつもの文化活動や日本語教室、料理パーティー、高尾山ハイキングといったことを実施してくれました。先生はご自宅での夕食に招待したり、目黒第1中学校や地元のお祭りなどいろいろなところに連れて行ってくれました。まさに多くの地元の人々との交流に巻き込み、日本式生活を紹介してくれました。心から感謝いたします。こういった活動を体験し、日本の社会では人々がお互いに調和を持って生活し地域に貢献しているのだということがはつきりわかりました。私のイメージの中では東京は多くの人々がうまくお互いに仲良くし、安全で気遣いをしあう巨大でよく整理された一つの家族のように見えました。そんな東京に私はきつとつかまた戻ってきたいと思います。

※イスラム法上で食べられるもので、豚肉は禁じられている。その他の食品でも加工や調理に一定の作法が要求される

経営者支援シリーズ 「今でしょう！ 経営はこう考え こう変えなければ ならない」	7月30日(火) 13時30分～17時 (誰でも参加自由)	目黒法人会館 2階会議室	～今のやり方では危ない～ ・ヒントとなりうる成功のビジネス 売上をアップするには 利益をアップするには ・成功しているビジネス
第48回中目黒 阿波踊り (目黒法人会連 として参加)	8月3日(土) 18時30分より 演技開始 (誰でも参加自由)	中目黒駅周辺 (目黒銀座商店街他)	・踊り手、楽器演奏へのご参加または運営等 のお手伝いの方を募っています ・阿波踊り参加の方には練習会を行っていま す
中小企業 経営実践セミナー 経理実務のための 「3級簿記講座」 (誰でも参加自由)	9月11日(水) 18時30分 9月13日(金) 18時30分 9月18日(水) 18時30分 9月20日(金) 18時30分 9月25日(水) 18時30分 9月27日(金) 18時30分 10月2日(水) 18時30分 10月4日(金) 18時30分 10月9日(水) 18時30分 10月11日(金) 18時30分 10月16日(水) 18時30分 10月18日(金) 18時30分 10月23日(水) 18時30分 10月25日(金) 18時30分 10月30日(水) 18時30分	目黒区中小企業 センター 5階会議室 (区民センター)	・簿記というのは「帳簿記入」の略語 簿記を学習することにより、まず帳簿が書 けるようになります。 そしてもっと大事なことは、この帳簿を読 めるようになることです。 現在ではコンピューターで処理することが 多くなってきていますので、特に知識をも つことが重要になります。 導入しやすい3級講座から始めて簿記全体 を学習していきましょう。
第37回 目黒区民まつり (SUN・さんまつり) (税金クイズ等)	9月15日(日) 10時～16時 (誰でも参加自由)	目黒区民センター (目黒区目黒2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供す るとともに、税の大切さ、お金の大切さを理 解することで、納税意識の高揚を図る目的 で、税金クイズ、1億円レプリカ重さ体験 コーナー、e-TaxPR コーナー等の実施
普通救命技術者 資格復習 実技講習会	10月11日(金) 17時～ (誰でも参加自由)	目黒消防署 4階	救急処置法を楽しく知るとともに、大事な人 命を救うために所定のカリキュラムを受講す るとAED(自動体外式除細動器)の操作、 心肺蘇生法などを含めた「普通救命技術者資 格者」取得者を対象に実技の復習講習を実施 します。
海外研修旅行 「開かれた親日の国 ミャンマーへ」 定員20～30名	10月21日(月) ～27日(日) 政治経済の中心地の ヤンゴン市 世界三大仏教遺跡の古都 バカン市	企画：厚生委員会 企画協力： 特定非営利活動法人 日本ミャンマー交流協会 委託先： 株式会社ニッサントラベル	・「ミャンマー5泊7日の旅」 民政移管後、両国首脳相互訪問をはじめ として最も注目を浴びている国開かれた 今、活況を呈する国を見学し、多くのビジ ネスチャンスも生れている状況をぜひ体験 下さい
第20回 めぐる童謡 コンサート (税金クイズ等)	10月27日(日) 13時開演 (誰でも参加自由)	めぐるパーシモン ホール 大ホール	・童謡の伝道師 グレッグ・アーウィン氏、 ひがしやま幼稚園、大岡山小学校、 トキワ松学園中学校高等学校吹奏楽部、 カラピンカ、童謡クラブ萩の会 鳥取県わらび館 小椋美香子氏、 稲毛麻紀氏(ピアノ伴奏)の皆さん出演

※左記以外にも、各種講演会・セミナー・勉強会などを企画・開催しておりますのでお問合せください

※セミナー・講演会・イベント等の参加、経営、税務、労務等の相談などのお問合せ、お申込みは

公益社団法人目黒法人会事務局宛お願いします。

FAX：3712-8829 TEL：3712-9588 Eメールアドレス：mg_info@tohoren.or.jp

(他会会員の方、会員以外に一般の方のご参加をお待ちしています)

セミナー・講演会・イベント・相談会参加申込書(コピーしてお使いください)

参加行事名	開催月日	参加者ご芳名	ご役職名・その他

お申込会社名：

TEL

FAX

お申込会社住所：

E-mail:

公益社団法人 目黒法人会イベント情報

(どなたでも参加できます。お待ちしております。)

公益社団法人 目黒法人会では、各種セミナー・講演会・説明会を開催致しております。毎週水曜日は「研修の日」とし、下記以外にも随時開催しておりますので、公益社団法人 目黒法人会事務局（TEL：3712-9588）までお問合せください。

最新のイベント情報は、当会のホームページ（<http://www.tohoren.or.jp/meguro/>）をご覧ください。

行 事	日 時	会 場	内 容
人 事 労 務 相 談 室 (誰でも参加自由)	相談予約は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	法人会館 もしくは申込会社	人事労務の諸問題を事業経営のなかでいかに解決するか等相談コーナー ・人事・労務・賃金全般 ・社会・労働保険全般（厚生年金、健康保険、労働保険など） ・経営・金融など相談全般
インターネット セミナー	ご不明の場合は 法人会事務局へ (TEL 3712-9588)	ご使用の パソコンから アクセス下さい	・目黒法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます (http://www.tohoren.or.jp/meguro/) ・会員以外の方もセミナーが無料で受講できます
新設法人説明会 (誰でも参加自由)	8月23日(金) 13時30分	目黒税務署	新設法人対象（会員不問）税知識、会社設立に伴う税務手続きを親切に解説します (ホームページの新設法人企業経営者の皆様に) をご覧下さい)
	10月22日(火) 13時30分	目黒税務署	
	12月 2日(月) 13時30分	目黒税務署	
	2月14日(金) 13時30分	目黒法人会館	
	4月17日(木) 13時30分	目黒税務署	
決算法人説明会 (誰でも参加自由)	8月26日(月) 14時	目黒税務署	決算期を迎える法人対象（会員不問） 主に決算・申告の実務、法人税、消費税、印紙税、源泉所得税等を解説します。
	9月19日(木) 14時		
	10月15日(火) 14時		
	11月21日(木) 14時		
	12月 9日(月) 14時		
	1月14日(火) 14時		
	2月21日(金) 14時		
	3月25日(火) 14時		
「中目黒阿波踊り」 練習会	7月16日(火) 18時～	目黒信用金庫本店	・「中目黒阿波踊り」に「目黒法人会連」として参加します（10回目） 今年も多くの方に参加いただき、楽しんでいただければと参加者を募集しています
	7月17日(水) 18時～	上目黒3丁目町会館	
	7月22日(月) 18時～	目黒信用金庫本店	
	7月24日(水) 18時～	上目黒3丁目町会館	
	7月29日(月) 18時～	目黒信用金庫本店	
	7月31日(水) 18時～	上目黒3丁目町会館	
成功する事業 承継セミナー (誰でも参加自由)	7月11日(木) 14時～	目黒法人会館 2階会議室	・事業承継したくなる後継者育成術 成功する事業承継は、後継者をプロの経営者に育成することから始まる ・小集団経営と評価制度で承継後も伸びる会社
経営支援講座 経営に強い経営者 養成講座（2回目） (誰でも参加自由)	7月19日(金) 18時～21時	目黒法人会館 2階会議室	・経営戦略が財務へ与える影響を理解 「経営シミュレーションゲーム」で学ぶ利益とキャッシュの管理方法 経営戦略と財務管理の関係 など
「ワーク・ライフ バランス」 「食育」を考える 手軽にできる イタリア料理教室	7月20日(土) 16時～19時30分	菅刈住区 センター調理室	・高齢化社会を迎える中、ワーク・ライフバランスや食育を考え、充実した健康な生活を、特に男性が自立できる力をつけるために、イタリア料理教室を開催
第50回 目黒区商工まつり 経済講演会	7月26日(金) 17時30分～ (誰でも参加自由)	目黒区民 センターホール	演題：「日本経済の復活への条件」 講師：金子 勝 氏 慶応義塾大学経済学部教授
第50回 目黒区民まつり (租税教室) (税金クイズ等)	7月27日(土)～28日(日) 10時～17時 (誰でも参加自由)	目黒区民センター (目黒区目黒2-4-36)	税を身近なものに感じてもらう機会を提供するとともに、税の大切さ、お金の大切さを理解することで、納税意識の高揚を図る目的で、税金クイズ、1億円レプリカ重さ体験コーナー、e-TaxPR コーナー等の実施

これからの予定
皆様のご参加をお待ちしております

第48回「中目黒阿波踊り」 目黒法人会連参加者募集

目黒法人会では第3支部が主幹となり「目黒法人会連」として今年で10回目の「阿波踊り」出場となります。昨年は100余名の方々が参加され、今年も多くの方々が参加しました楽しんでいただければと参加者を募集しております。

<中目黒阿波踊り>

日 時：平成25年8月3日(土)
午後6時30分より演技開始

場 所：東横線中目黒駅周辺
(目黒銀座商店街他)

募集人員：100名

(踊り手と楽器演奏：太鼓・笛・三味線)

練習日・練習会場予定(自由参加)

*目黒信用金庫本部4階集会室

7月16日(火)、22日(月)、29日(月)

*上目黒三丁目町会会館

7月17日(水)、24日(水)、31日(水)

時間：午後6時～8時

踊り手・楽器演奏へのご参加または運営等のお手伝いを
ご希望の方は、下記までご連絡下さい。

※目黒銀座通り小幡歯科前に目黒法人会特別見学席を設けておりますので、お気軽にお立ち寄り下さい。

目黒区商工まつり経済講演会

日 時：平成25年7月26日(金) 午後6時30分開演
開 場：目黒区民センターホール
講 師：慶応大学経済学部教授 金子 勝 氏
テーマ：「日本経済の復活への条件」

中小企業経営実践セミナー 経理実務のための「3級簿記講座」

もともと簿記というのは「帳簿記入」の略語。つまり簿記を学習することにより、まず帳簿が書けるようになります。そしてもっとも大事なことは、この帳簿を読むようになることです。現在ではコンピュータで処理することが多くなってきていますので、特に知識を持つことが重要になります。導入し易い3級講座から始めて簿記全体を学習していきましょう。

日時：平成25年9月11日～10月30日の
毎週・水・金曜日(延べ15日間)
午後6時30分～午後8時30分

会場：中小企業センター5階会議室(区民センター内)

内容：経理実務面のポイント等も交えて
簿記3級を学習する

講師：税理士 森 章 氏

対象：区内在住または在勤者

定員：50人(申し込み順)

費用：受講料7,000円(テキスト代込み)

お問合せ・申込は公益社団法人目黒法人会事務局へ

Tel:3712-9588 Fax:3712-8829 E-mail: mg_fujie@tohoren.or.jp

編集後記

今号の表紙が祐天寺の盆踊りになったとき、祐天寺前のレストランで学生時代にアルバイトをしていた時のことを思い出しました。普段は落ち着いたお店だったのですが、浴衣姿で来店する方たちもいたり、盆踊りの期間は毎年いつもと違う雰囲気になっていました。お店にいたので盆踊りには行ったことがなかったのですが、今回の記事で相当な数の人たちが訪れていることを改めて知り、今年は子供たちと一緒に行ってみたいと思います。

折田清一

「成長は器で 決まる」 編集子

日本で最古の蓮、大賀蓮を育てている。埼玉県原市沼から種子でもらって3年目ようやく花が咲くようになった。ちょうど、その年、縁があつて農薬用のタンクを頂き、それまでの鹽から植え替えたのだが、植物は植えられた鉢のサイズで成長が決まる。小さな器の中では成長は止まり、大きな器に移せば倍にも、3倍にも育つ。植え替えてからの蓮の成長は驚くほどだが、原市沼では洗面器サイズの花も見た。我が家の蓮も、器を変えればもっと育つのか

もしれない。
器で成長が決まるのは植物だけではない。人間も同様で、生きている世界が狭い人はその中でしかモノを考へることができず、全体を見ることができない。日本語はそれを井の中の蛙というが、幸い、人間は植物とは異なり、自分で器を選ぶことができる。現状、自分のいる世界が狭いと思えば、他の世界を求めることができるのである。
ただ、それは自らが望めばできるという話である。自分を変えようという意識がなければ、植えられたままに生きるしかない。
そして、昨今の社会ではグローバル化だの、TPPだのと世界をこれまでに以上広いものと考えなければ太刀打ちできそうにないことが進行している。変化に対応して世界を広げていけるかどうか、私たち一人一人が試されているのかもしれない、色づき始めた蓮の蕾を見ながら思う。

中川 寛子



公益社団法人
目黒法人会会員



公益社団法人
目黒法人会会員

切り取って、決算シールとしてお貼りください。



能舞台で繰り広げられる
国の無形文化財マジックをとくところを
ご覧あれ

マスターマジシャン
上口龍生

Japanese Classics of Magic

和妻

wa-zuma

予約制

2013年

9月10日(火) 11日(水) 12日(木) 13日(金)

ご予約時に希望日をお伝えください / 各回定員100名

【時間】 受付18:30 食事19:00 ショー20:00

【会場】 目黒雅叙園 4F「鷺の間」

【料理】 日本料理正餐 / フリードリンク

【料金】 一般/¥15,000 ファミリークラブ会員/¥13,000
(ともに税・サービス料込)



奇術師 わんだふる佳恵



和妻師 北見 翼



江戸太神楽 菊仙(KIKUSEN)



14th
KAWASUMI SHINGO
華道家
假屋崎省吾の世界

東京都指定有形文化財「百段階段」特別企画

華道歴30周年記念

假屋崎省吾の世界

～ 百花絢爛 ～

2013年9月20日(金) - 10月12日(土)

同時開催 假屋崎省吾 花・ブーケ教室展 (パブリックスペース)

【会場】 東京都指定有形文化財「百段階段」

【時間】 10:00～18:00(最終入館 17:30)

【入場料】 当日 ¥1,000 / 前売 ¥800(園内特別前売 ¥600 ※9月19日まで) / 学生 ¥500 ※要学生証呈示
小学生以下無料

死亡保障
高度障害保障
傷害後遺障害保障
傷害医療費用保障
傷害休業保障
入院保障
手術保障
傷害通院保障
放射線治療保障
疾病入院医療費用保障
疾病入院療養一時金保障
事業承継相談費用保障

難攻不落

経営者さまを取りまぐリスクは一つではありません。
多くのリスクに対応するためにはいくつもの保障が必要です。
重責を担う経営者さまを守る、
数々の安心を一つにまとめた総合保障をぜひお役立てください。

※保障の組み合わせには、所定の制限があります。保障内容について、詳しくは「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度

企業保障プラン 総合型V

(大同生命の定期保険+AIUのベーシック傷害保険)

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を



大同生命



AIU保険会社

渋谷支社/東京都渋谷区道玄坂1-10-8
(渋谷道玄坂東急ビル3F) TEL 03-5489-6800

第五支店 営業一課/東京都新宿区西新宿2-4-1
(新宿NSビル14F) TEL 03-5320-2561

- ◎この資料は平成25年3月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この広告には、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

F-24-1051(平成25年3月5日)